

# 木更津金田バスターミナル飲料自動販売機設置事業者

## 募 集 要 領

木更津金田バスターミナルに、飲料自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

この募集に参加される方は、この募集要領をよく読み、各事項をご承知のうえお申し込み下さい。

### 1 目的

市有財産の有効活用を図りながら歳入を確保するとともに、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図ります。

### 2 公募事項

(1) 自動販売機を設置するための市有財産（建物）の賃貸借

(2) 貸付物件

財産の名称：木更津金田バスターミナル

財産の住所：木更津市瓜倉 2 2 5 番地

（金田西特定土地区画整理事業 3 - 1 街区 3）

非常用電源はありません。

番号	設置場所	設置位置	販売品目	摘要
1	待合所内 東側	①	清涼飲料	災害対応型
2	待合所内 東側	②	清涼飲料	災害対応型・ユニバーサル機
3	待合所外 南側	③	清涼飲料	災害対応型

※ 開館時間は午前 5 時 0 0 分～翌午前 0 時 4 5 分まで。なお、バスの運行状況等により変更する場合があります。

※ 貸付には、転倒防止金具、放熱余地、回収ボックスを含みます。

※ 災害対応型については、災害時（市内で災害が発生し、またはそのおそれがある場合において、市が災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく災害対策本部を設置したとき）に無料で自動販売機の飲料を取り出すことができる機種とします。災害発生の際、電気が供給されない状況であっても使用（対応）可能な機種としてください。なお、災害時に市が飲料の供給を要請した場合には、自動販売機内のすべての飲料を無償提供することとします。

※ 状況により、設置場所が多少ずれる場合があります。

### 3 応募資格要件

次の要件をすべて満たす事業者（法人・個人）に限り応募することができます。

- (1) 法人にあっては、木更津市内に本店、支店、営業所等のサービス拠点を有していること、また、個人にあっては住民票を有している者。
- (2) 複数の団体が連合体を構成して応募する場合は、あらかじめ連合体結成の協定書により定められた代表者が申請手続を行うこと（他の団体は構成員とする。）  
なお、複数の連合体において、同時に構成員になることはできません。  
また、単独で応募した団体は、他の連合体応募の構成員になることはできません。
- (3) 自動販売機の設置業務において自ら管理・運営する2年以上の実績を有していること。
- (4) 法令等の規定により許認可等を要する場合は当該許認可を有していること。
- (5) 応募者の制限

次のいずれかに該当する団体は応募することができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- ② 応募書類提出時点において、木更津市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止措置を受けているもの
- ③ 木更津市税（ただし、木更津市内に事業所がある場合に限る）、所得税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
- ④ 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条の規定に違反するとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しないもの
- ⑤ 団体又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過していないもの
- ⑥ 次に示す暴力団排除措置事由に該当するもの
  - ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。
  - ・役員等が暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定するものをいう。）もしくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は、暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。
  - ・役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
  - ・役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供

与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。

- ・役員等が、暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - ・役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
- ⑦ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に適正に加入していないもの
- ⑧ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けているもの（受けている場合は、必要な措置の実施について当該労働基準監督署に報告済みであること）

## 4 設置条件等

### (1) 設置期間について

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)とします。

ただし、市が公用又は公共用に供する必要が生じたとき、設置事業者が応募者の資格要件を失ったとき、設置条件のうち禁止事項のいずれかに違反する行為を行ったときは、契約を解除または変更することがあります。

### (2) 貸付料について

- ① 貸付料は、自動販売機の売上の20%（消費税率を含む）を最低貸付料として物件ごとに入札方式により決定し、その金額をもって貸付料とします。  
※設置できる飲料自動販売機は、原則として1業者につき1箇所とします。
- ② 貸付料の納付について四半期ごととします。四半期終了後、原則として5日以内に売上報告書をご提出いただき、その実績を基に納付書を作成、送付いたしますので納付期限までに納入してください。

(例) 第1四半期の場合（4～6月）

- ・7月5日までに売上報告書提出→貸付料算定→納付書送付→指定金融機関にて納付

- ③ 市が必要と判断し自動販売機の増設を行った場合、このことによりすでに設置していた自動販売機の販売数が減少したとしても、市は保障しません。

### (3) 契約について

本件の契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定により民法第601条に基づく賃貸借契約となります。

### (4) 設置事業者の必要経費

#### ① 電気料金

自動販売機の運転に必要な電源は既存施設を使用できますが、運転に要した電気料金は全額設置事業者負担とします。

なお、設置事業者は、自動販売機の設置にあたり電気料金を算定するための子メーターを自らの負担で設置してください。また、月末の子メーター数値を報告してください。

電気料金の納付について、四半期ごととします。四半期終了後、報告された月末の子メーター数値を基に電気料金を計算し、納付書を作成、送付いたしますので納付期限までに納入してください。

② 設置撤去等費用について

自動販売機の設置、撤去及び移転等に関する費用の一切は、設置事業者の負担とします。(撤去に応じない場合は貸主側で強制撤去する場合がありますのでご注意ください。)

(5) 自動販売機の設置について

① 自動販売機本体の規格等については、公募事項に記載したものとします。但し、ユニバーサル機の設置により通路等が不足する場合は、市と協議の上設置することとなります。

② 自動販売機の設置にあたっては転倒防止対策を施していただきますが、この際、建物の躯体に負担のかからない方法で設置してください。

(6) 環境への配慮について

設置する自動販売機は、設置場所の景観にあうデザインとし、省エネルギー、ヒートポンプ機能搭載型の環境負荷低減機種としてください。

(7) 維持管理について

① 自動販売機の管理運営はフルオペレーションとします。

商品補充、金銭管理、運転管理などの維持管理は、設置事業者の責任において行ってください。また、賞味期限等に留意して、商品管理を適切に行ってください。

② 販売する飲料の容器の種類に応じた、使用済容器の回収ボックスを、原則として当該自動販売機横に設置し、適切に回収するとともに、周囲の清掃を設置業者で行ってください。

③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守、徹底を図るとともに、関係機関への届け出、検査等が必要な場合は遅滞なく所定の手続きを行ってください。

④ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置者の責任において対応していただきます。また、自動販売機の故障時等の連絡先を明記してください。

⑤ 自動販売機の販売品の売価は、設置者により任意に設定してください。但し、標準小売価格より高い価格での販売とはせず、他の自動販売機との整合性を保つ価格設定をしてください。

⑥ 売り上げ本数が前年度より著しく減少している場合には、市と自動販売機の設置に関する協議を行っていただくことがあります。

⑦ 設置事業者は、使用許可が満了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとするときは、撤去しようとする時の3ヶ月前までに書面により通知してください。

(8)原状回復等について

設置事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には速やかに原状回復をしてください。

(9)禁止事項について

- ① 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸し、又はそれに類似する行為はできません。
- ② 自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を、第三者に委託することはできません。
- ③ 貸付物件は、自動販売機の設置以外の用途で使用することはできません。
- ④ 酒類の販売を行うことはできません。

## 5 提出書類

(1)応募申込書

(2)申請者が法人の場合

(ア)登記事項証明書（商業登記簿）

(イ)国税の納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明書（申請日の直前の2ヵ年分）

(ウ)木更津市税の納税証明書（申請日の直前の2ヵ年分）

(エ)有価証券報告書又は決算書（申請日の直前の1年間の事業年度に係るもの）

(オ)自動販売機の管理運営にかかる実績報告書（2年以上の管理運営実績がわかるもの）

申請者が個人の場合

(ア)住民票

(イ)木更津市税の納税証明書（申請日の直前の2ヵ年分）

(ウ)確定申告書（写）（申請日の直前の1ヵ年分）

(エ)自動販売機の管理運営にかかる実績報告書（2年以上の管理運営実績がわかるもの）

※提出された書類は返却いたしませんのでご了承ください。

## 6 応募の方法

(1)応募申込書 提出期間

令和8年3月2日（月）から3月12日（木）まで

(2)提出先

〒292-8501 木更津市朝日三丁目8番1号

木更津市都市整備部市街地整備課都市整備係（木更津市役所朝日庁舎）

電話 0438-23-8468

### (3) 提出方法

郵送又は直接ご持参ください。

- ・ 郵送の場合は、提出期間最終日の消印有効とします。
- ・ 直接ご持参される場合、受付時間は提出期間内開庁日（平日）の午前9時から午後5時までとし、土曜日、日曜日、祝祭日は受付を行いません。
- ・ 電話、FAX、電子メールによる受付は行いません。

※不明な点については事前に電話にてお問い合わせください。

## 7 審査結果の通知等について

- ・ 設置条件の全てについてご了承いただいたことを前提として、提出書類により応募資格要件の審査を行います。
- ・ 審査結果については、3月19日までに各応募者に文書にて通知します。  
あわせて、入札日時・場所等については入札参加者に通知します。

## 8 決定後の貸付手続きについて

- (1) 設置事業者に決定した者は、木更津市と「自動販売機設置場所賃貸借契約書」を締結していただきます。
- (2) 賃貸借契約にあたり、次の書類の提出をお願いします。
  - ① 証明書類 印鑑（登録）証明
  - ② 設置する自動販売機のカatalog等

## 9 設置事業者決定の取り消しについて

次のいずれかの場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、木更津市が指定する期日までに契約手続きに応じなかったとき。
- ② 設置事業者が応募者の資格を失ったとき。
- ③ 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- ④ 設置事業者の資金事情等の変化により契約の履行が確保できないおそれがある場合等、本件契約の相手方として不相当と認められるとき。

## 10 その他

- ① 提出期間を過ぎて提出のあった書類は受理できません。
- ② 提出された書類は返却しません。
- ③ 書類の作成等に関する一切の費用は、応募者の負担とします。
- ④ 提出後の書類の差し替え並びに内容の追加及び修正は、原則として認めません。
- ⑤ 書類の内容に関して、確認又は問い合わせを行うことがあります。
- ⑥ 提出された書類は、木更津市情報公開条例に基づく情報公開請求があった場合、開示することがあります。
- ⑦ 事前に現地を確認されたい場合は、事前にご連絡ください。